

岩手県告示第373号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成25年4月26日
  - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人石川啄木・宮澤賢治を研究し広める会
    - イ 代表者の氏名 望月善次
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市黒石野二丁目7番10号
  - （3）定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、石川啄木・宮澤賢治による文学の調査・研究及びその公表並びに情報の提供に関する事業、石川啄木・宮澤賢治による文学の普及を目的とした講演会・勉強会等の企画・開催に関する事業、石川啄木・宮澤賢治による文学の教育現場等への普及及び推進に関する事業、石川啄木・宮澤賢治による文学の調査・研究・振興を行う団体等への協力・支援に関する事業、文化・学術関連施設の管理・運営及びその支援に関する事業を行い、岩手県の生んだ石川啄木・宮澤賢治を中心とした日本文学を多くの方々への振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成25年4月26日
  - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人みんなでつくる平泉
    - イ 代表者の氏名 小野寺郁夫
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字倉町42番地2
  - （3）定款に記載された目的 この法人は、歴史と文化に培われてきたふるさと平泉町及び周辺地域に対して、まちづくりの推進、学術・文化・芸術又はスポーツの振興、社会教育の推進、観光の振興に関する事業を行い、これらをもって、平泉の文化の向上に資すること、今後の平泉町及び周辺地域の活性化及び発展、さらには社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。